

新たに林業・木材産業に チャレンジする方を応援します

最大5年間の保証料を免除

林業・木材産業の創業等支援保証

新たに林業・木材産業を開始する方（新規創業者）、他産業から林業・木材産業へ参入する方（新分野進出者）の資金調達の際に債務を保証します。

※保証については一定の審査があります。

お気軽にご相談ください

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825（林業信用保証管理部）
〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目1番16号
大手町ゲートビルディング5階
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について (必ずお読みください)

対象者	新規創業者 ・新規創業を行おうとする会社(※1)、個人又は組合であって、当該事業の具体的な計画を有するもの ・新規創業を行った会社(※1)、個人又は組合であって、当該新規創業後の決算期が3期を経過していないもの ※1 事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を除く。 新分野進出者 ・新分野進出を行おうとする会社(※2)、個人又は組合であって、当該新分野進出を行う具体的な計画を有するもの ・新分野進出を行った会社(※2)、個人又は組合であって、当該新分野進出後の決算期が3期を経過していないもの ※2 林業・木材産業以外の事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を含む。 対象者の詳細についてはお問い合わせください。
対象業種	① 造林・育林 ② 素材生産 ③ 木材・木製品製造(製材、プレカット、合板製造、チップ製造、集成材製造など) ④ 林業種苗生産 ⑤ 薪炭生産 ⑥ きのこと生産(原木栽培、菌床栽培、堆肥栽培、林地栽培いずれも対象) ⑦ 木材卸売等(木材の卸売、木材市場又は木材の輸送)※ ⑧ 木材製品利用(土木工事、建築工事、家具・装備品製造、パルプ製造、紙製造又は木質バイオマス発電・熱供給)※ ※制度資金を利用する場合に限り対象です。
保証割合	原則 80%
保証限度額	3千万円(一被保証者当たりの限度額)
保証期間	運転資金:3年以内(長期運転資金の場合は7年以内)、設備資金:15年以内(通常の保証期間と同様です。)
返済方法	一括返済／分割返済
保証料	0.15%～1.80% 最大で5年間保証料を免除することができます。
貸付利率	融資機関所定の利率
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に応じた出資金が必要です。 (完済後、ご請求により払戻しいたします。)
その他	事業見通しや経営理念などを記載した計画書を作成いただき、審査を行います。 計画書様式ダウンロード: https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/index.html#cmsyoshiki
申込窓口	お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/yushikikan.html